

「キャッシュカード詐取被害」「還付金詐欺」等から
お客さまをお守りするための

ATMにおける取引制限について

平素は瀬戸信用金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、ご高齢の方を狙った「キャッシュカードによる詐取被害」および「振り込め詐欺」「還付金詐欺」の被害等を最小限にするため、下記のとおり、一部のお客さまのATM取引について利用制限を実施しております。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「ATMでの出金取引」(ICキャッシュカードの場合)

70歳以上のお客さま	
1日あたり出金限度額 100万円 (生体認証の場合は 500万円)	
1年間、ATMによる「50万円超の出金取引」がない口座	1日あたり出金限度額 50万円
1年間、ATMによる「出金取引」がない口座	1日あたり出金限度額 10万円
<small>※ICチップのないMCキャッシュカードも対象となります。</small>	

※ATMによる「出金取引」には、「現金出金」「振替出金(ATM定期預金への振替除く)」「振込取引」を含みます。

※「個人事業主さま」および「インターネット支店の口座」は対象外です。

2. 「ATMでの振込取引」(ICキャッシュカードの場合)

65歳以上のお客さま	
1日あたり振込限度額 200万円 (生体認証の場合は 500万円) ※ただし、70歳以上のお客さまは、上記1の「ATMでの出金限度額」となります。	
3年間、ATMによる「振込取引」がない口座	1日あたり振込限度額 0円
<small>※ICチップのないMCキャッシュカードも対象となります。</small>	

3. 出金限度額の引上げについて

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

本人確認および所定の手続きのうえ、限度額を変更させていただきます。